

特別養護老人ホームへの入所申込の流れ

(平成27年4月1日～)

- 平成27年3月31日以前から施設入所している要介護者は、4月1日以後に要介護1・2に変更になっても引き続き入所可能
- 平成27年3月31日以前から入所申込をされている要介護1・2の方は、新たな手続きは不要(特例入所の要件に該当すると考えられる方は、施設に申し出ること)

介護支援専門員等

「調査表」は、介護支援専門員等、入所希望者の状況をよく把握している者に記載を依頼。

特別養護老人ホームへの入所申込は、原則介護支援専門員等の関与のもとに行う。

入所希望者本人

若しくは

その家族

原則

要介護
3～5

「入所申込書」, 「調査票」, 「サービス利用票・別表(写)」(直近3ヵ月分), 「被保険者証(写)」

申し込み

例外

要介護
1～2

「入所申込書」, 「調査票」, 「サービス利用票・別表(写)」(直近3ヵ月分), 「被保険者証(写)」

申し込み

特別養護老人
ホーム

入所検討委員会

制度説明・特例
入所要件の確認

【特例入所(要介護1・2の方が入所できる)要件】

- 認知症や知的・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られ、在宅生活が困難
- 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱で、家族等からの支援が期待できず、かつ地域の介護サービスや生活支援の供給が十分に認められず、在宅生活が困難 等

- ①施設は、「報告書」で要介護1・2の入所申込者を報告し、「意見書」により保険者市町に意見を求める(要介護1・2の入所申込者のみ)
- ②保険者市町は、申込者を担当する介護支援専門員からの聴取等を踏まえ、意見書で意見を表明できる

回答

意見照会
(原則要介護
1・2のみ)

保険者市町